

石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

改 正			現 行		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関 (略)	事務 (略)	特定個人情報 (略)	執行機関 (略)	事務 (略)	特定個人情報 (略)
5 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1～3 (略) 4 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 5 (略)	5 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1～3 (略) 4 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は <u>特例給付</u> （ <u>同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。</u> 以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 5 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	15 市長	児童手当法による児童手当又は <u>特例給付</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)